

5. 精神障害者社会適応訓練

○精神障害者が地域で生活することを可能にするため、社会復帰に理解のある事業所に一定期間通い、就労への意欲、仕事の集中力、持続力、人づきあいなど、社会復帰に必要な適応能力の向上を目的に行う訓練です。

○訓練期間は6ヶ月を単位として、必要に応じて最長3年まで更新できます。

○訓練期間中は協力事業所に対して委託料が支給されます。

◎問い合わせ先・・・都道府県の精神障害者福祉担当

6. 雇用管理サポート

○障害者の雇用管理に関して特に専門的な支援を必要とする事業主に対して、医療、社会教育、社会福祉、心理、職業能力開発、工学、雇用管理及び法律等に関する地域の専門家(協力専門家)が、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー、高齢・障害者雇用支援機構各駐在事務所や各都道府県の障害者雇用促進協会等の障害者雇用アドバイザーと連携して、障害者の雇用管理を容易にするための援助を行います。費用は無料です。

◎問い合わせ先・・・(独)高齢・障害者雇用支援機構 各駐在事務所、各地域障害者職業センター
都道府県障害者雇用促進協会

7. 就労支援機器の貸出

○障害者雇用を進める際には、事業主は障害者の特性に応じたハード、ソフト両面における配慮をする必要がありますが、ハード面では様々な就労支援機器が発達しています。そのため、高齢・障害者雇用支援機構各駐在事務所では、事業主及び事業主団体に対して障害者の就労を支援する機器を一定期間(原則として6ヶ月以内)無料で貸し出すことにより、その普及を促進し、特に重度障害者の雇用促進に努めています。また、それら機器の情報は下記のホームページで紹介しています。

<http://www.kiki.jeed.or.jp/>

◎問い合わせ先・・・(独)高齢・障害者雇用支援機構 各駐在事務所

8. 障害者雇用リファレンスサービス

○これから障害者雇用を進める事業主にとっては、その分野で先駆的に取り組んでいる事業所の取り組み内容を理解することは非常に有効な手段であり、高齢・障害者雇用支援機構では、これら全国の好事例を下記のホームページ上で公開しています。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>

◎問い合わせ先・・・(独)高齢・障害者雇用支援機構 雇用開発推進部 情報普及課

9. 雇用支援のための各種セミナー

○ハローワークを始めとした障害者雇用支援機関では、障害者の雇用促進を図るための各種のセミナーを開催しています。

10. 各種助成金

○「特定求職者雇用開発助成金」など、障害者の雇い入れや職場設備の改善、障害者の通勤対策などに対応した各種助成金が用意されております。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/>

・・・ハローワーク関係助成金

<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub01.html>

・・・障害者雇用納付金関係助成金

◎問い合わせ先・・・ハローワーク、都道府県障害者雇用促進協会

11. 障害者の雇い入れや雇用管理などに関する相談

○ハローワークでは就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員や相談員によるきめ細かな職業相談、職業紹介や就職後の職場適応指導(アフターフォロー)を実施しています。

○障害者の雇い入れを希望される事業主に対し、上記求職登録者から適格者を紹介します。また、求人者・求職者が一堂に会する方式の「就職面接会」も開催しています。

○事業主からの障害者雇用に関する各種相談に応じるとともに、より専門的な支援が必要な場合には地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携した就労支援を行っています。

◎問い合わせ先・・・ハローワーク